



建設業の現状と今後の課題について



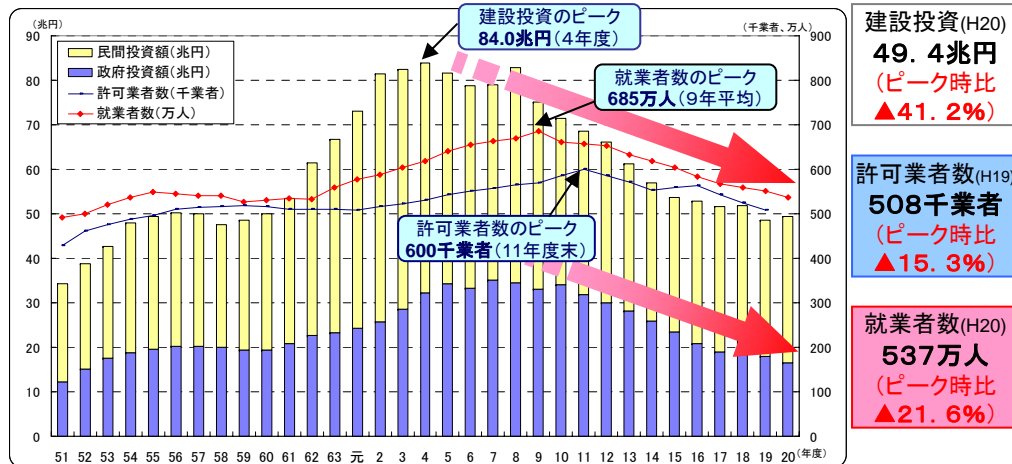
国土交通省

平成 21 年 2 月 27 日

建設業をとりまく課題

○建設業は基幹産業として地域経済・雇用を支えているが、建設投資の減少等の様々な課題に直面している。

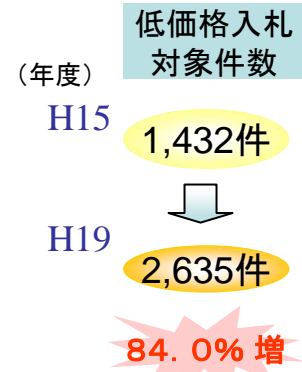
建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



出所:国土交通省「建設投資見通し」「建設業許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

過当競争によるダンピングの増加、価格競争の激化

都道府県発注工事の
低価格入札調査対象件数



都道府県発注工事の落札率
6年間で急激に低下

平均落札率の全国平均
(H14→19年度)
94.7%→88.5%

6.2%落札率低下

→利益の減少

10%超下落 →

5%~10%下落 →

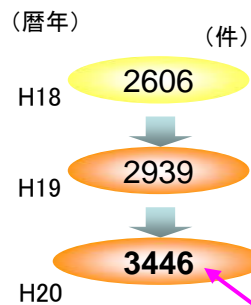
3%~5%下落 →



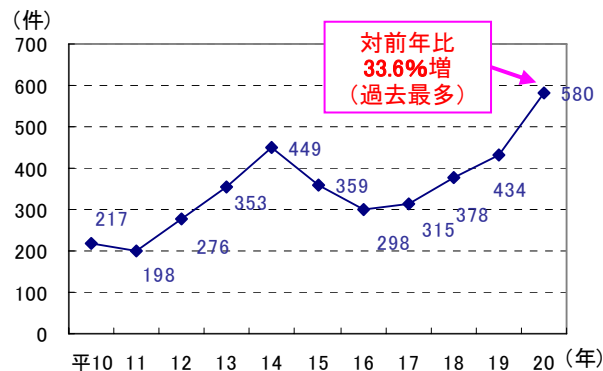
出所:国土交通省調べ

建設業の倒産件数の推移

建設業の倒産件数の推移



建設業協会会員企業の倒産件数の推移



※法的整理(負債総額1,000万円以上)のみの件数

出所:帝国データバンク

出所:(社)全国建設業協会

不動産市況の動向

不動産業の倒産の状況

375件 (H19年) → 429件 (H20年) [+14.4%]

※負債総額 100億円以上の大型倒産件数

16件 (H19年) → 36件 (H20年) [+125.0%]

出所:帝国データバンク調べ

金融機関の融資状況

建設業向け貸出残高

※銀行119行対象、東京商工リサーチ調べ

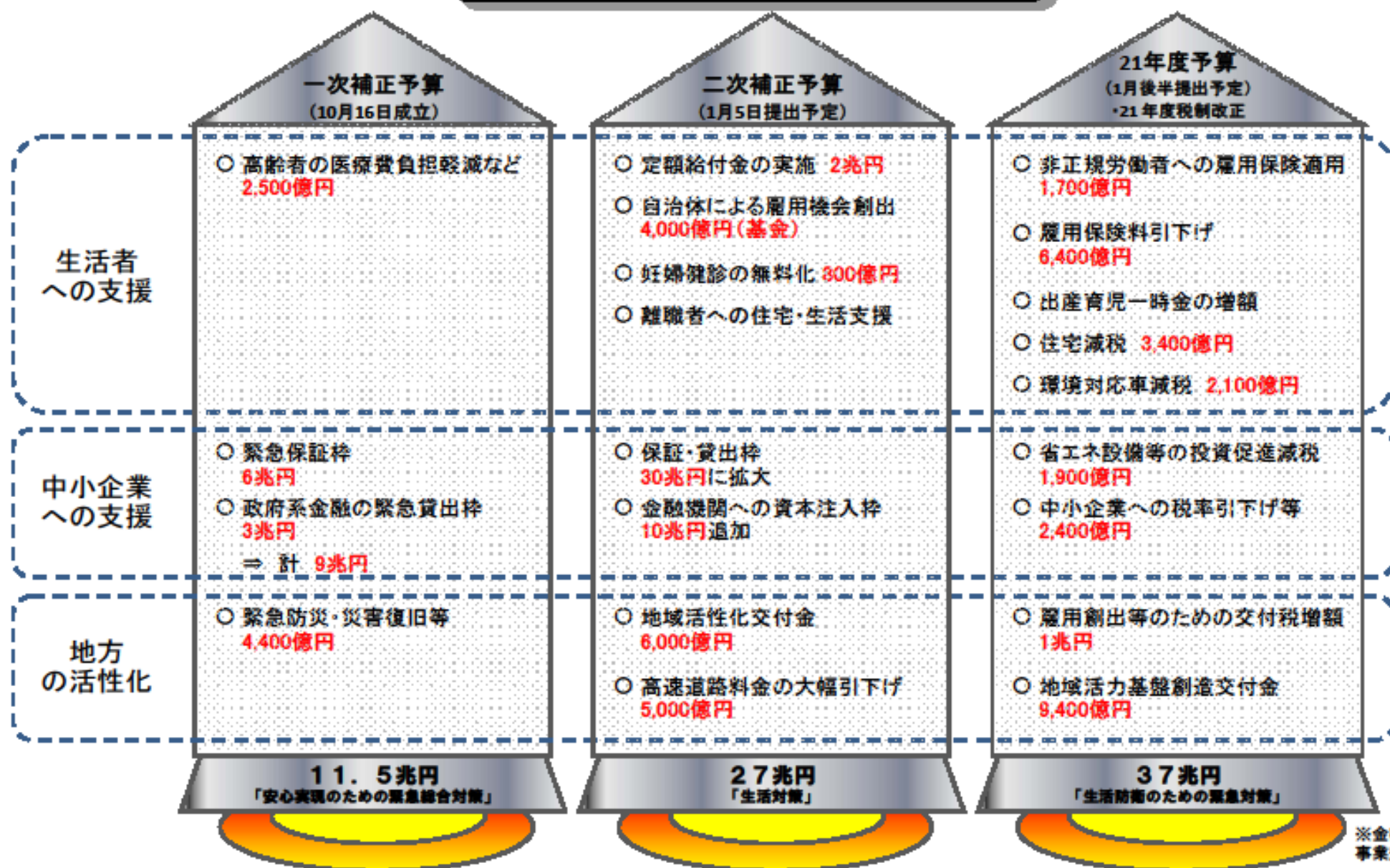
14兆0,416億円 [08年3月期比▲5.4%](2008年9月中旬期単独決算ベース)

※地区別(銀行本店所在地別) 貸出残高の増減(20/3期→20/9【中間】期)

| 地区 | 北海道 | 東北 | 関東 | 東京 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 全国計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 建設業 | ▲4.0% | ▲5.6% | ▲3.6% | ▲1.7% | ▲5.7% | ▲5.2% | ▲3.9% | ▲6.8% | ▲8.3% | ▲8.3% | ▲8.3% |

3段ロケットで景気を支えます
～総額75兆円の対策～

平成20年12月24日
総理大臣官邸



公共事業費について

【当初予算の比較】

- 平成20年度当初予算(国費) 7兆4177億円(A)
(地方道路整備臨時交付金6825億円含む)
- 平成21年度当初予算案(国費)7兆0701億円(B)
(地域活力基盤創造交付金9400億円含む)

※H20→H21当初予算比較(A→B)△3476億円(△4.7%)

【実質的な平成21年度公共事業費の姿】

○国費としての措置

- ・H20年度1次補正 4627億円(甲)
- ・H20年度2次補正 2307億円(乙)
- ・H21年度当初予算案 7兆0701億円(B)
☆一体かつ早期発注

※甲+乙+B→+3458億円(H20年当初比+4.7%)

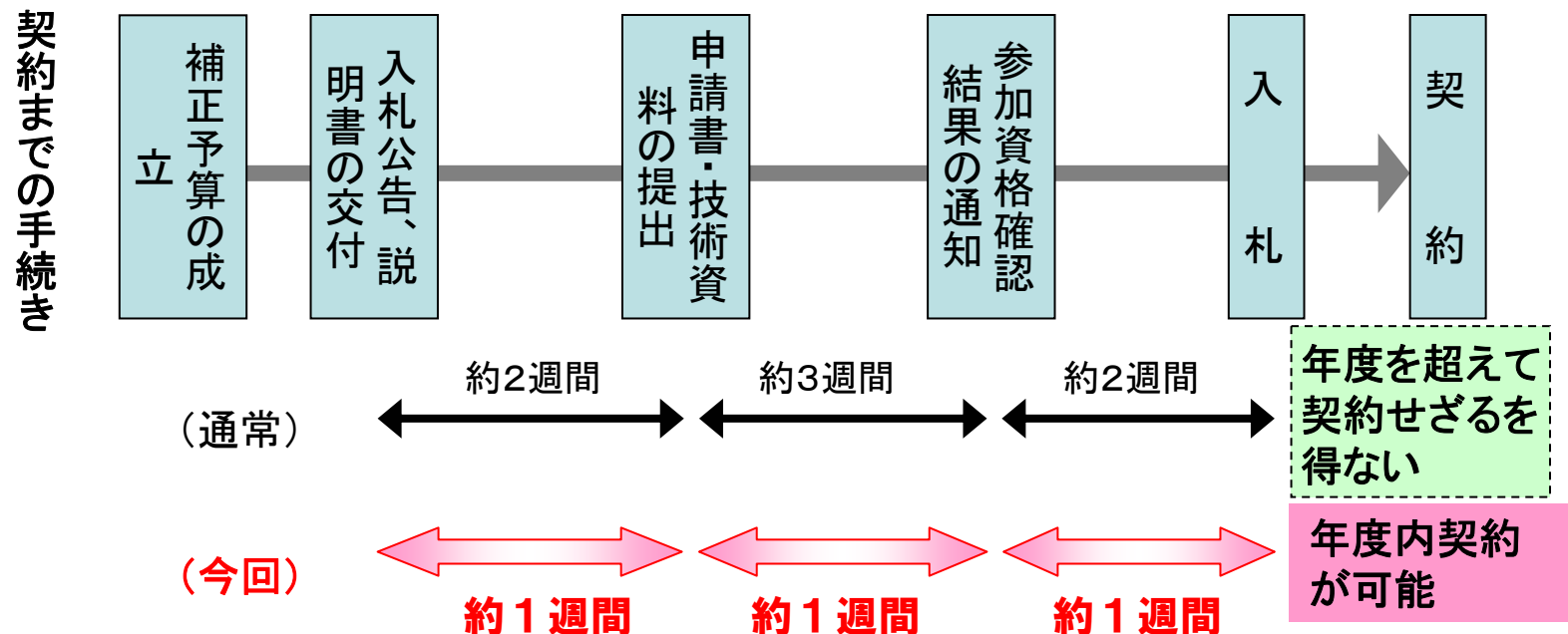
- ・H21年度予算案に経済緊急対応予備費(丙)を計上 1兆円

○地方負担分の特別措置

- ・地域活性化・生活対策臨時交付金 6000億円
(地域活性化に資するインフラ整備などに充てる)
- ・地方交付税特別枠 5000億円
(雇用創出につながる地域の実情に応じた事業に充てる)

公共工事の早期発注のための取り組み

- 1. 平成20年度補正予算(1次・2次)年度内契約見通し【見込み】
平成19年度補正について約35%、1,390億円
平成20年度1次補正・2次補正について合計で約75%、2,950億円
(1次補正が約80%、1,360億円、2次補正が約65%、1,580億円)
- 2. 入札契約手続の迅速化
 - ① 工事实績を重視した総合評価による**提出資料の簡素化**、
 - ② **概算数量発注**等の積極的活用(**受発注者双方の事務量の軽減**) 等



オバマ政権の経済対策について

景気対策法案の規模(2月17日成立)

※米議会予算局資料より

- 総額7,872億ドル(約72兆円、GDP比5.7%)
- 歳出増4989億ドル(約63%)、減税2883億ドル(約37%)
- 2010年9月末までに全体の74%の支出(減税含む)の見通し

※2009年9月末までは、全体の23%にとどまる。

Division-A Title-X II

交通、住宅、都市開発(611億ドル)

- ・高速道路建設(275億ドル)
- ・その他交通(206億ドル)
- ・公共住宅基金(40億ドル)
- ・その他の住宅支援(89億ドル)

景気対策法案の概要

※米下院HP・内閣府資料より作成

※施策の分類が両者で異なるため、詳細については調査中日経新聞の報道では、インフラ整備1500億ドルとある。

○クリーンで効率的なエネルギー

- ・新しい電力供給網(Smart Grid)、先端的な電池技術、エネルギー効率化対策等のエネルギー・イニシアティブ(300億ドル)
- ・100万世帯以上の中低所得者の住宅の断熱化(50億ドル)
- ・公共住宅のエネルギー効率向上(40億ドル以上)

○科学技術による経済の転換

○健康管理コストの低下と保障範囲の拡大

○21世紀のための教育

○道路、橋梁、運送及び水路の近代化

- ・道路、橋梁の近代化(275億ドル)
- ・輸送分野への投資(84億ドル)及び高速鉄道への投資(80億ドル)
- ・クリーンな水、治水、環境回復への投資(190億ドル)
- ・連邦政府の建物のエネルギー効率向上(45億ドル)を含む公的施設の近代化

○賃金と雇用創出のための減税

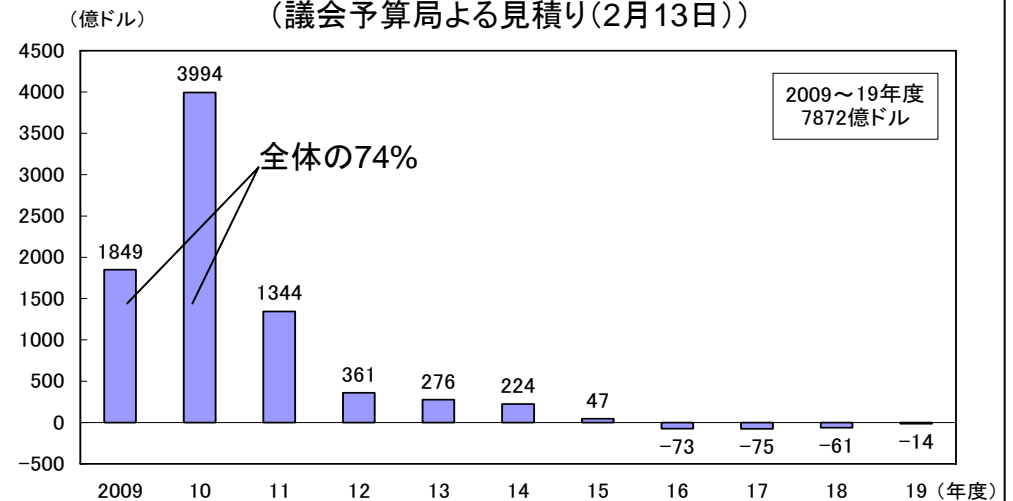
- ・個人向け減税
- ・企業向け減税
- ・州及び地方経済開発のための税制上のインセンティブ

○景気後退による経済的弱者への援助

○前例のない説明責任の担保

本対策による財政負担の推移

(議会予算局による見積り(2月13日))



| (年度) | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全体に対する割合 | 23.5 | 50.7 | 17.1 | 4.6 | 3.5 | 2.8 | 0.6 | -0.9 | -1.0 | -0.8 | -0.2 |
| 名目GDP比 | 1.3 | 2.8 | 0.9 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | -0.1 | -0.1 | 0.0 | 0.0 |

*名目GDPは2008年を使用。

次期「社会資本整備重点計画」(案)の概要

社会資本整備重点計画とは

- ・ H15に、**9本***の事業分野別計画を**一本化**。次期「社会資本整備重点計画」は、**第2次(H20~24年度)の5箇年計画**
- ・ 今後5年で実現する社会資本整備の目標を、**成果目標**(アウトカム目標)の明示により、**国民に分かり易く提示**
(「事業費」は記載しない)
- ・ 複数の事業にまたがる重点目標を設定し、**事業間連携を強化**
- ・ **社会資本整備の進め方の改革方針**(事業評価、コスト改革、透明性、技術開発)を**提示**
- ・ 長期的な国土づくりの指針である**国土形成計画**(平成20年7月4日閣議決定)と**車の両輪**

※9本: 道路、交通安全施設、
空港、港湾、都市公園、下水道、
治水、急傾斜地、海岸

内容

第1章 社会資本整備事業を巡る現状と課題

(1) **活力**ある地域・経済社会の形成, (2) **安全・安心**の確保, (3) 生活者の視点に立った**暮らしと環境**の形成, (4) **ストック型社会**への転換に向けた社会資本整備

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及び事業の概要

並びに将来実現することを目指す**経済社会と国民生活の姿**

《重点目標分野》

《重点目標》

《成果目標》

活力

- ① **交通ネットワークの充実**による国際競争力強化
- ② **地域内外の交流強化**による地域の自立活性化
- ③ **にぎわいの創出**や**都市交通の快適性向上**による地域の自立・活性化

- ・国際航空ネットワークの強化割合(大都市圏挙連空港の空港容量の増加)
49.6万回(首都圏 H17)→H17年度比約17万回増加(首都圏)
- ・三大都市圏環状道路整備率 53%(H19)→69%(H24) 等

安全
・安心

- ④ **大規模な地震**等の災害に強い国土づくり
- ⑤ **水害**等の災害に強い国土づくり
- ⑥ **交通安全**対策の強化

- ・一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 約25%(H19)→約35%(H24)
- ・中核・拠点機能をもつ地域で床上浸水のおそれがある戸数 約525万戸(H19)→約235万戸(H24) 等

暮らし
・環境

- ⑦ **少子・高齢社会**に対応したバリアフリー化・子育て環境の整備によるユニバーサル社会の形成
- ⑧ **良好な景観・自然環境の形成**等による生活空間の改善
- ⑨ 地球温暖化の防止 ⑩ 循環型社会の形成

- ・主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積 50,799ha(H19)→約70,000ha(H24)
- ・温室効果ガス排出削減見込量等(運輸部門におけるCO2排出量) 254百万t-CO2(H18)→240~243百万t-CO2(H22) 等

ストック型
社会への
対応

- ⑪ **戦略的な維持管理**や**更新の推進**
- ⑫ **ソフトの対策**の推進

※新設

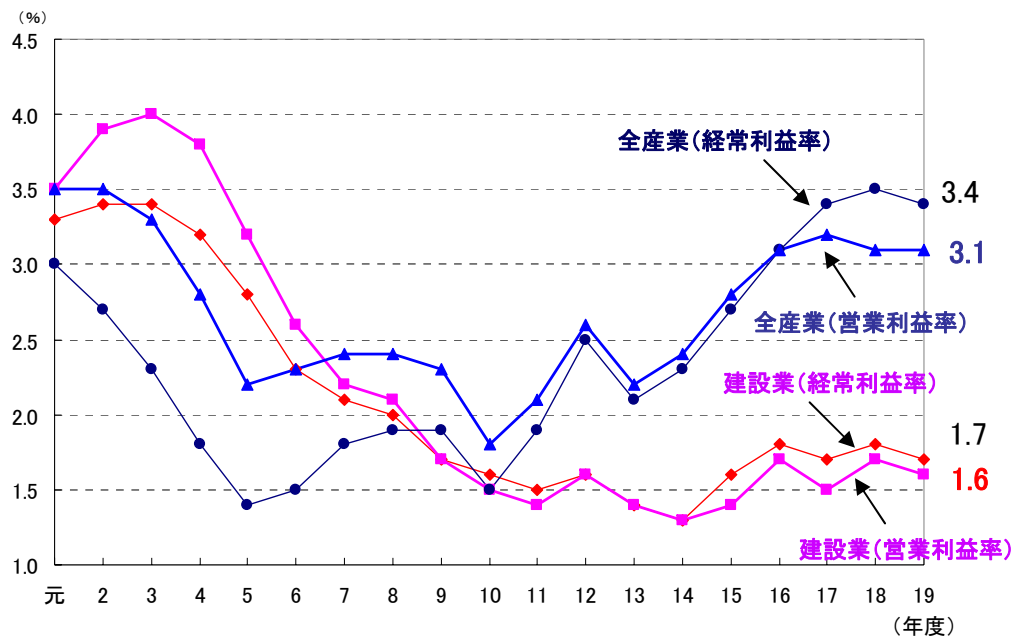
- ・全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率(15m以上の橋梁箇所数) 28%(H19)→概ね100%(H24)
- ・河川管理施設の長寿命化率(H20~24に耐用年数を迎える河川管理施設) 0%(H19)→100%(H24) 等

○社会資本整備により実現することを目指す《概ね10年後の経済社会と国民生活の姿》

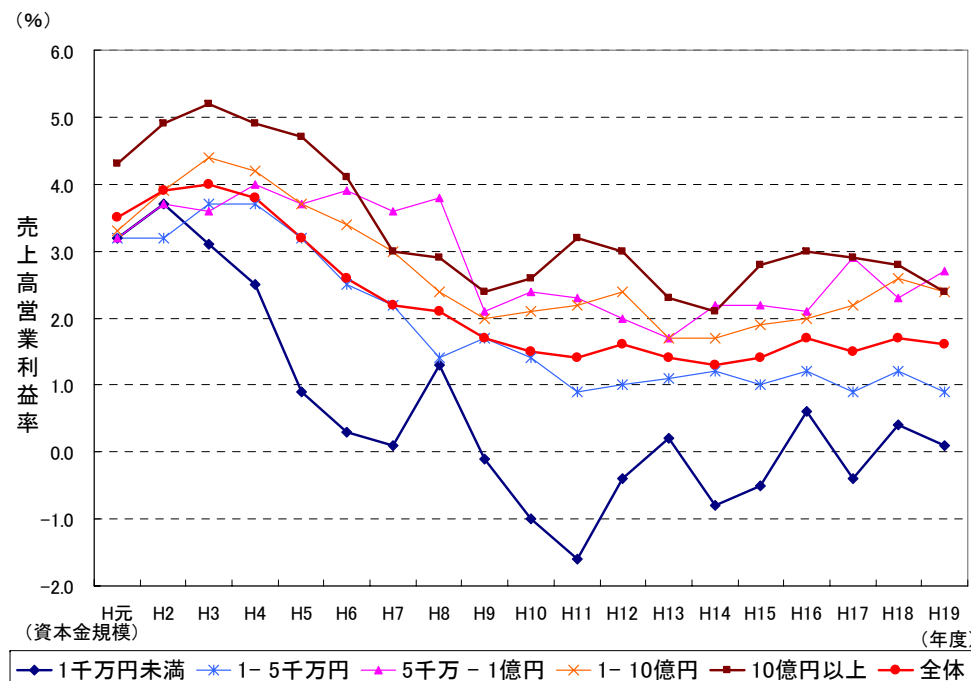
建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 産業全体では利益率の改善が進む中、建設業は投資の減少等により、利益率が低迷している。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷している。

建設業の利益率の推移



建設業の規模別売上高営業利益率の推移



建設業

平成3年度
(利益率のピーク)

平成4年度
(建設投資のピーク)

平成19年度 (対ピーク比)

営業利益率

4.0%

→

3.8%

→

1.6% (▲2.4pt)

経常利益率

3.4%

→

3.2%

→

1.7% (▲1.7pt)

主なダンピング対策について

予定価格の事前公表の取りやめ

- ①地方公共団体の予定価格等の事前公表の取りやめを促進。

(参考) 都道府県の予定価格の事後公表への取組状況

| | 19年9月1日 | ⇒ | 20年12月1日 |
|----------|---------|---|-----------|
| 事後公表のみ | 7団体 | | 9団体 (+2) |
| 事前と事後の併用 | 4団体 | | 11団体 (+7) |
| 事前公表のみ | 36団体 | | 27団体 (△9) |

最低制限価格等の見直し

- ②昨年に直轄事業及び中央公契連で引き上げた低入札価格調査基準価格を踏まえ、地方公共団体に低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しを促進。

(参考) 都道府県の低入札価格調査基準価格等の見直し状況

| | 見直し済 | 見直しなし |
|-------------|------|-------|
| 低入札価格調査基準価格 | 29団体 | 18団体 |
| 最低制限価格 | 23団体 | 19団体 |

地域要件等の適切な入札参加条件の設定

- ③地方公共団体に対し、工事の規模・態様等を踏まえ、地域要件や実績要件の適切な設定を促進。

総合評価の拡充

- ④地方公共団体に対して実施目標の設定を促進するとともに、技術面・費用面での支援を実施。

(参考) 総合評価方式の導入率

| | 19年9月1日 | ⇒ | 20年9月1日 |
|------|---------------|---|---------------|
| 都道府県 | 全て | | 全て |
| 指定都市 | 全て | | 全て |
| 市区町村 | 439団体 (24.3%) | | 761団体 (42.4%) |

- ⑤地方公共団体に対して、地域貢献、地元施工実績等を重視する特別簡易型総合評価方式の導入を促進。

入口から出口を通じた適正価格での工事の推進について

入札契約 段階

適正価格での契約の推進

- ①地元優良建設業者の受注機会の確保
 - ・適切に地域要件を設定するとともに、総合評価方式において地域への貢献や地域の精通度の評価を向上。
- ②ダンピング対策
 - ・平成20年4月、低入札調査基準価格の算定方法を見直し、約5%引き上げ。
 - ・低入札調査基準価格を上回る応札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認。
- ③不調・不落対策
 - ・見積もり活用型積算方式の活用により、実勢価格を予定価格により一層反映。

施工中

採算性悪化要因の排除

- ①三者会議、ワンデーレスポンス
 - ・「三者会議」や「ワンデーレスポンス」の適用を拡大し、工事の手戻りを防止し、工期短縮。
- ②工事関係書類の簡素化
 - ・電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、受注者側事務の増加を防止

契約変更 段階

費用の適正な支払いの徹底

- ①契約変更の円滑化
 - ・設計変更ガイドライン等を周知徹底。受発注者間で設計変更審査会を開催。
 - ・間接工事費実績変更方式により、安全費等を契約変更の対象に拡大。
 - ・単品スライド条項は、資材の価格変動を継続的に注視し、的確な運用を図る。
- ②発注者側職員の意識改善
 - ・現場責任者(副所長、監督官)、監督職員(出張所長)の実務研修の徹底。

地方公共団体に対する第二次緊急要請について

(1月30日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通審議官の連盟要請)

本年1月27日の第2次補正予算の成立を受けて、昨年9月12日の緊急要請の事項に加えて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、追加的措置を要請。

追加事項

- ・入札契約手続期間の短縮を図り、可能な限り速やかに発注
- ・完成検査、支払手続等の迅速化等により可能な限り年度内支払い
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

再度徹底事項

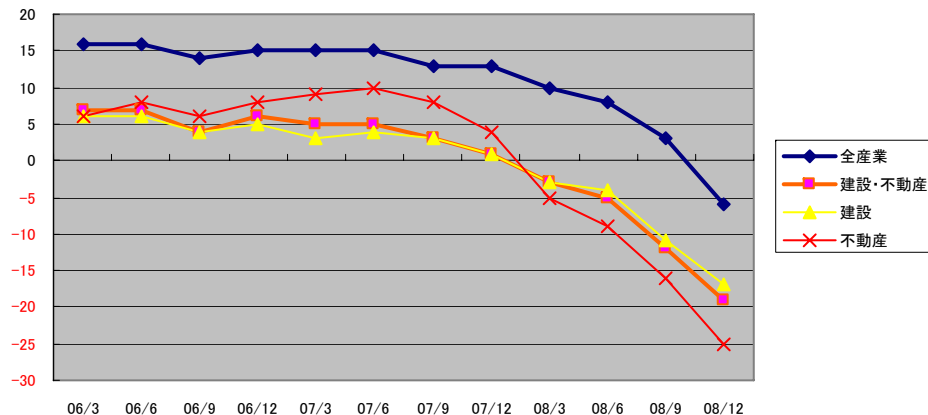
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・早期発注
- ・支払い手続の迅速化
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・最低制限価格、低入札価格調査の見直し等のダンピング対策
- ・歩切りの厳禁等
- ・単品スライド条項等の適切な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

金融機関の融資姿勢

— 全産業と建設業・不動産業への融資状況 —

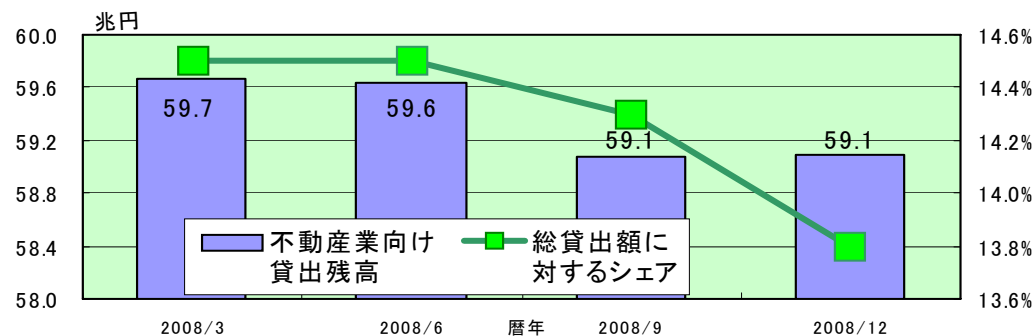
貸出態度



| | 06/3 | 06/6 | 06/9 | 06/12 | 07/3 | 07/6 | 07/9 | 07/12 | 08/3 | 08/6 | 08/9 | 08/12 |
|--------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|
| 全産業 | 16 | 16 | 14 | 15 | 15 | 15 | 13 | 13 | 10 | 8 | 3 | -6 |
| 建設・不動産 | 7 | 7 | 4 | 6 | 5 | 5 | 3 | 1 | -3 | -5 | -12 | -19 |
| 建設 | 6 | 6 | 4 | 5 | 3 | 4 | 3 | 1 | -3 | -4 | -11 | -17 |
| 不動産 | 6 | 8 | 6 | 8 | 9 | 10 | 8 | 4 | -5 | -9 | -16 | -25 |

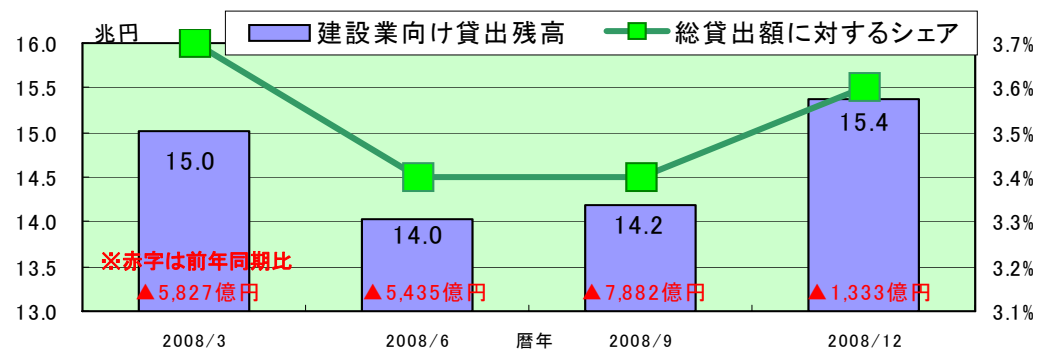
全産業に比べて、建設・不動産業に対する貸出態度は厳しく、2007年下半期から悪化を始め、2008年3月からマイナスに転じている。

不動産事業者向け融資の縮小



不動産業向け貸出は、残高、シェアとも2008年9月期以降急激に減少。

建設事業者向け融資の縮小



建設業向け貸出は、前年同期比で見ると減少。

緊急保証制度 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る特定業種の指定制度)

概要

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少等が生じていることにより、当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種(全国的に業況の悪化している業種)については、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づく特定業種として、指定(四半期毎)を行っている。

指定された業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき、当該地区の市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際の信用保証協会の特例保証(別枠保証等)の対象となる。
＜経済産業省中小企業庁所管＞

〔現在の指定状況〕

緊急保証制度第5号指定は、現在、平成22年3月31日まで、**建設業の全業種が対象業種に指定**されている。

支援内容

①保証限度額の別枠化

(緊急保証限度額 経営安定5号)

| | |
|---------|---------|
| ・普通保証 | 2億円 |
| ・無担保保証 | 8,000万円 |
| ・特別小口保証 | 1,250万円 |

+

(一般保証限度額)

| | |
|---------|---------|
| ・普通保証 | 2億円 |
| ・無担保保証 | 8,000万円 |
| ・特別小口保証 | 1,250万円 |

②てん補率(保険の支払率) (別枠保険) 100%

(一般保険) 80%

③保証料率 0.8%以下で各信用保証協会ごとに決定

平均1.35%(各信用保証協会ごとに決定)

④償還期間等 1年据置、償還期間は最長10年以内で各信用保証協会ごとに決定

各信用保証協会ごとに決定

地域建設業経営強化融資制度

中小・中堅建設企業の皆さんへ

地域建設業経営強化融資制度

～金融機関からの融資を受ける応援をします！～

- 公共工事請負代金債権を担保に融資を受けられます。
- 工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられます。
- 低入札価格調査を受けた者と契約した工事は対象外です。
- 建設企業の負担する金利・手数料等を国が一部助成します。

【融資のご相談はこちらへ】

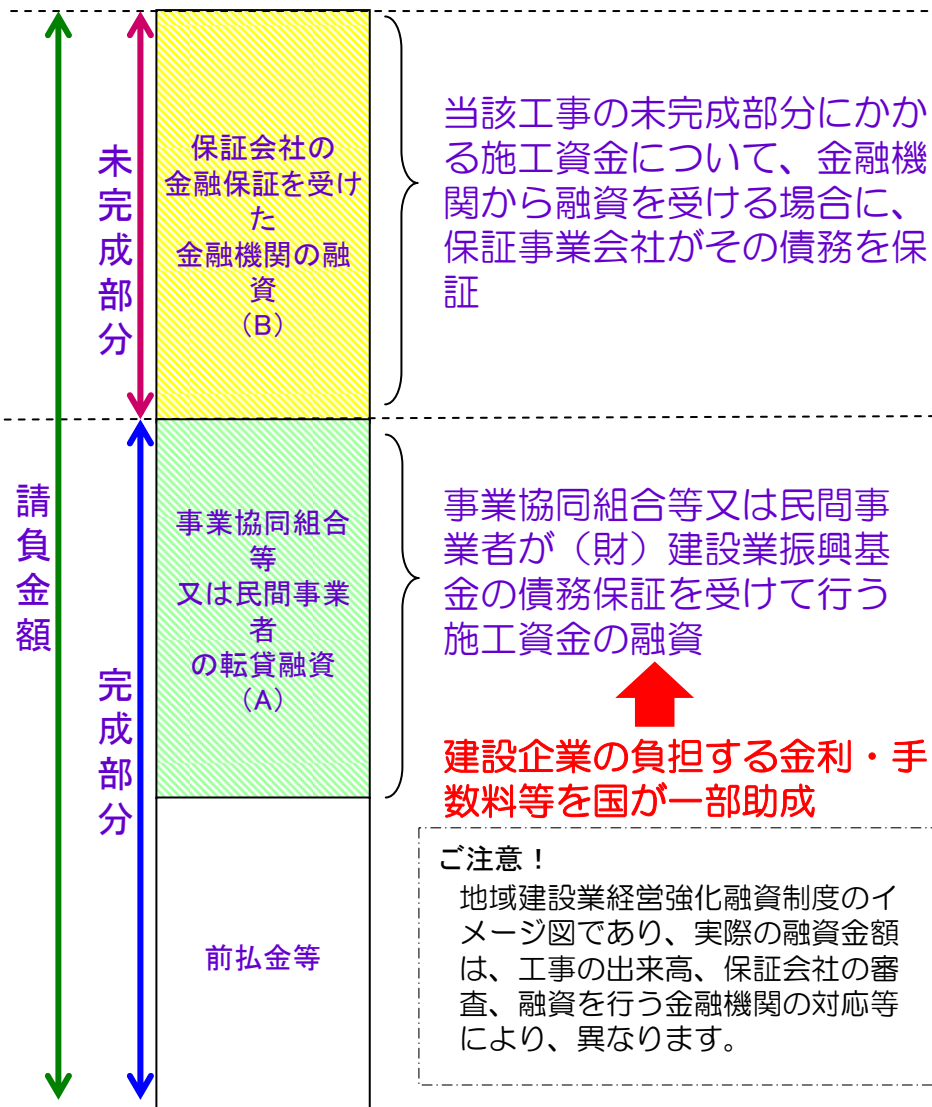
北海道建設業信用保証(株)
TEL 011-221-2092
東日本建設業保証(株)
TEL 03-3545-5125
西日本建設業保証(株)
TEL 06-6543-2109
(前払保証事業会社の各支店
でもご相談いただけます)

北保証サービス株式会社
TEL 011-241-8654
株式会社建設経営サービス
TEL 03-3545-8534
株式会社建設総合サービス
TEL 06-6543-2848

【制度のお問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課・建設業課 TEL 03-5253-8281
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 022-225-2171
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建政部 建設産業課 TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建政部 建設産業課 TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 082-511-6186
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 092-471-6355
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL 098-866-1910
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

地域建設業経営強化融資制度のイメージ



建設業の特別相談体制の整備

平成20年度補正予算額 150百万円の内数
平成21年度予算額 532百万円の内数

○建設投資の減少、価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産業の業況悪化等により、地域の中小・中堅建設企業をとりまく経営環境はかつてない厳しい状況であり、建設企業が直面する複雑かつ高度な経営課題に対応した支援体制を整備。

内 容

特別相談体制の整備

●平成21年度から新規実施(20年度補正予算から一部実施)

建設業緊急相談窓口(仮称)の設置

緊急窓口を設置し、経営分析・指導のスキルをもつ者が、経営改善のための相談等に対応。

専門家の派遣要請



専門家派遣制度の創設

弁護士、公認会計士等の専門家を企業に派遣し、複雑かつ高度な相談に対応。

対応事例、ノウハウの還元



ワンストップサービスセンター事業の拡充

●平成21年度当初予算で拡充

- ・従来実施しているワンストップサービスセンター事業(中小企業診断士等による無料相談)の継続
- ・経営コンサルタントや金融機関OB、マーケティングの専門家等、建設企業の求めるニーズにあったアドバイザーを追加するとともに、相談内容の緊急性等によって無料派遣回数を拡充。

マニュアルの整備、セミナーの開催

●平成21年度当初予算で新規実施

経営改善マニュアルの作成

経営改善を検討している建設業者の役に立つ、建設業における特有の事情を踏まえたマニュアルを作成。

建設業経営革新支援実践講座の実施

異業種との連携等の経営革新に関する成功事例、失敗事例等に学ぶ実践的なセミナーを実施。

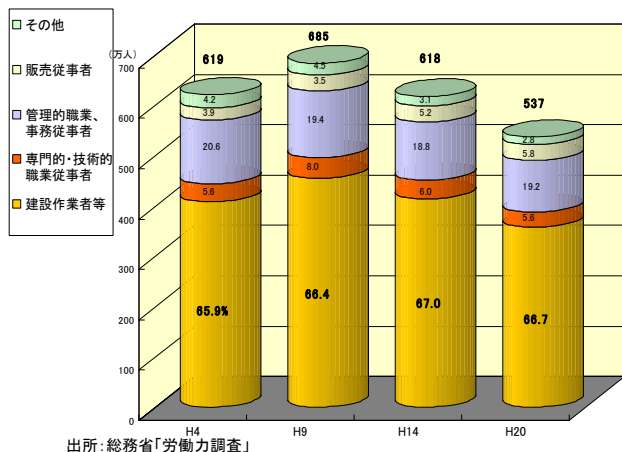
建設産業の労働分野の動向

《問題意識》

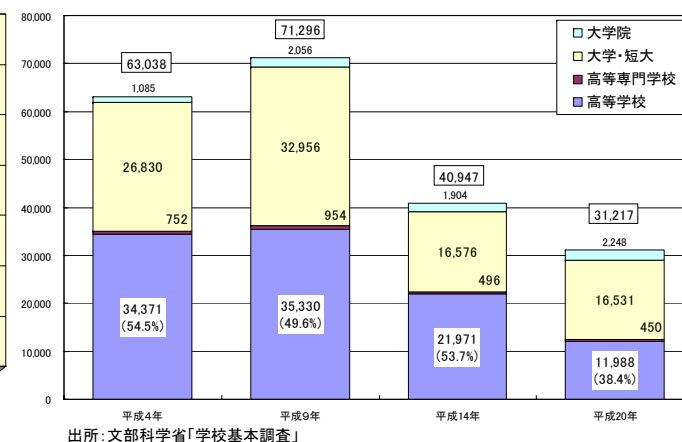
産業としての魅力の低下、将来を支える人材の不足の懸念

- 建設就業者数の減少(20年:537万人(建設作業等9年:455万人→20年358万人)と高齢化(50歳以上43%)
- 若年労働者の新規入職の減少(高校からの入職者数14年:2.2万人(うち工業高校1.0万人)→20年:1.2万人(0.6万人)
- 15~29歳の労働力人口は、今後10年間で約250万人減少の可能性
- 労働条件が低水準(製造業と比較して75万円低く、80時間長い)

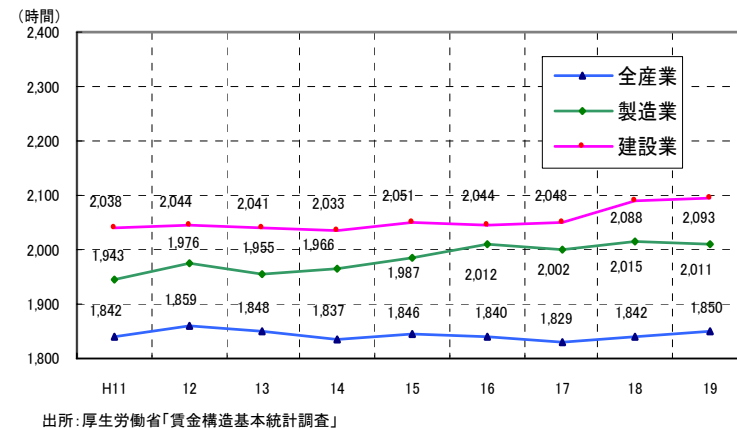
1. 建設就業者数推移



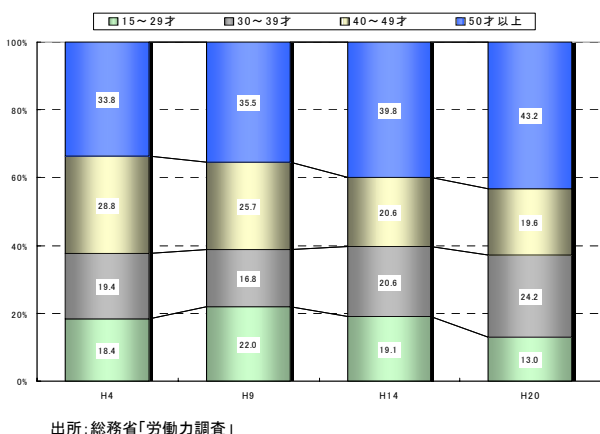
3. 学歴別建設業新規入職者数の推移



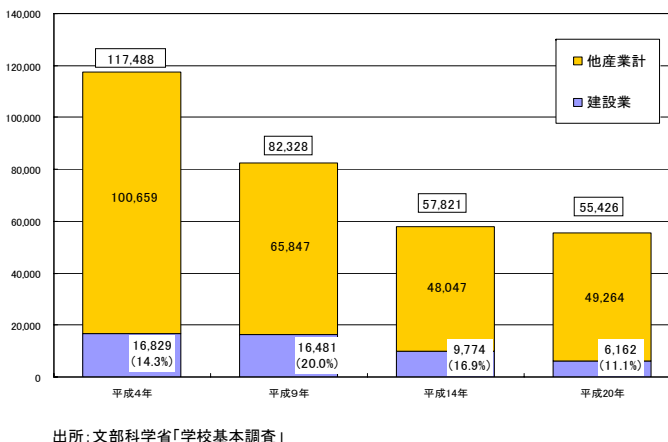
5. 年間総労働時間の推移



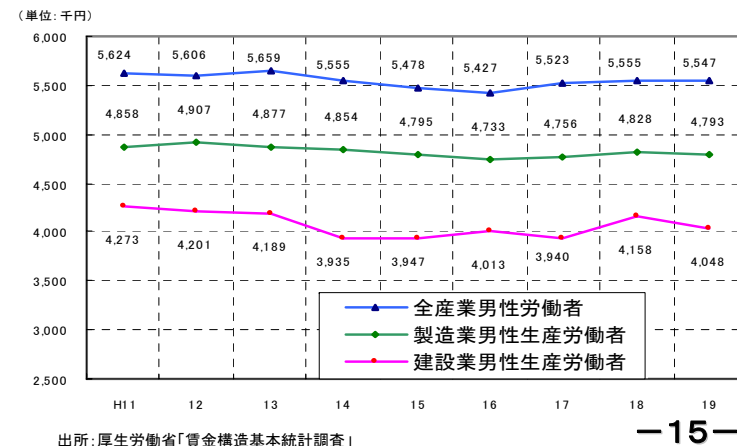
2. 建設就業者の年齢別構成比の推移



4. 高校工業科卒業者の建設業就職者数の推移



6. 生産労働者の年間賃金総支給額の推移



政府におけるICT化の取組

IT活用のための基盤の整備

情報通信インフラの整備、人材育成・教育、情報セキュリティ対策、研究開発、国際政策、基本ルールの整備（電子認証、e-文書法、知的財産等）等

政策課題を実現するための官民間でのITの有効活用

行政コスト効率化（電子入札、電子納品）、道路交通の高度情報化（ITS）、食品の安全性確保（食品トレーサビリティ）、廃棄物の適正処理推進（産業廃棄物マニフェスト）港湾の国際競争力の維持・向上（輸出入・港湾手続きワンストップ化）等

CALS/EC: 電子入札、電子契約、電子納品など
官民間の情報のやり取りを電子化する取組み

民民間の情報交換を効率化するためのIT利活用の推進

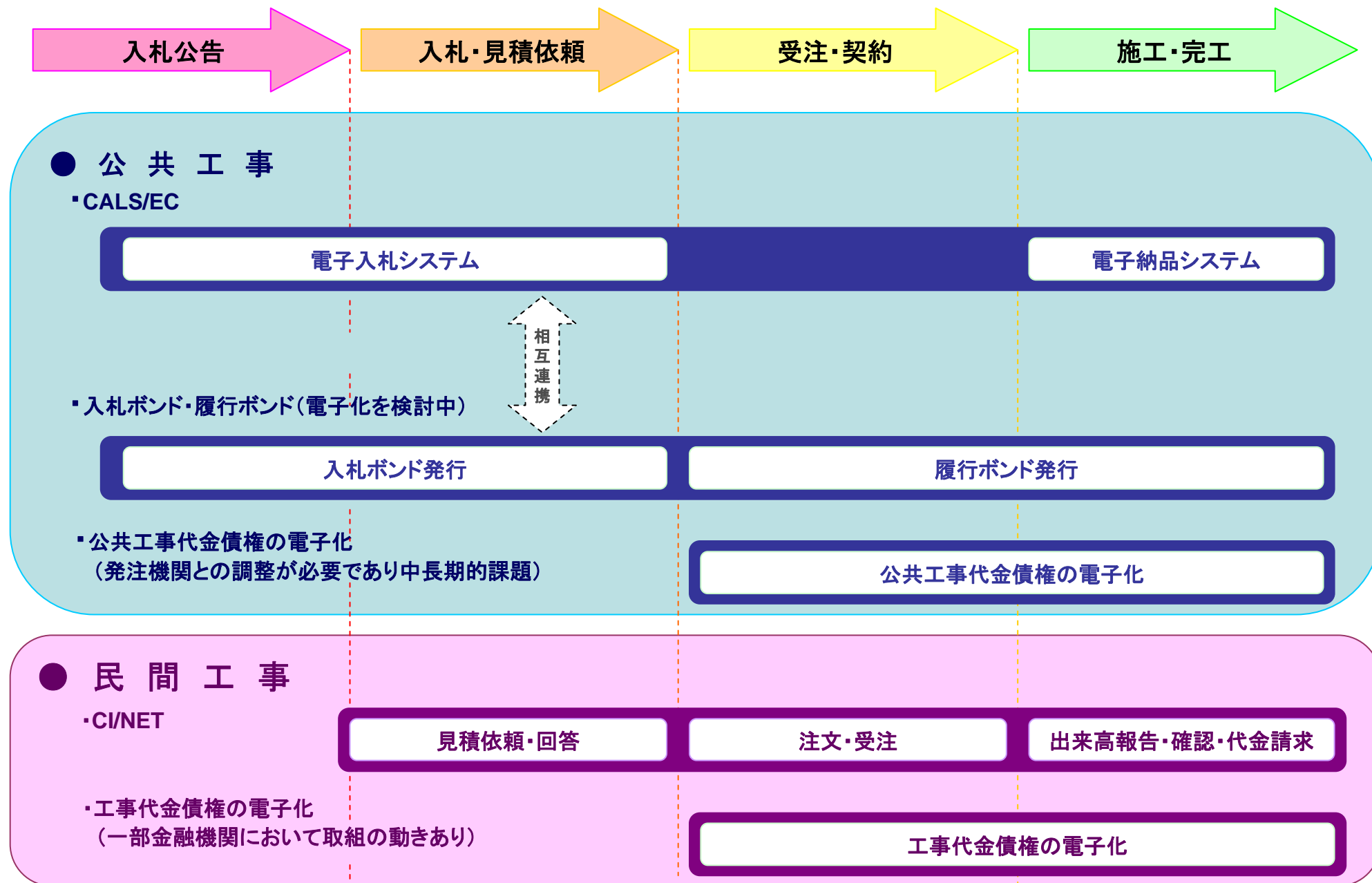
電子データ交換方法の標準化の推進、所管各府省での関係法令整備、先進的なサービス普及のための実証実験 等

建設業関係

CI-NET: 建設産業分野における電子データ交換標準(EDI標準)

※建設業者間で電子的に見積書や注文書等の帳票データを交換するために定められた標準的な情報交換の手順・取り決め（受発注の際の伝送手順、データ形式、商品コードなど）

建設業におけるICT化の取組



公共事業におけるICT化への取組

CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)

●CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)

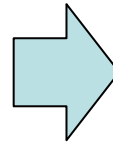
一人一台のパソコンがインターネットにつながっている職務環境を前提として、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使える環境を創出する取り組み。

●公共事業におけるCALS/EC導入の有効性

情報化の観点から見た公共事業の特徴

- 発注者、設計者、施工者、資材供給者等関係者が多く、この間で頻繁に情報交換が行われる。
- 交換される情報は、文書のみならず図面や写真、計算書等多様で量が多い。
- 施設のライフスタイルが長く、長期間にわたる維持管理が必要であり、これを支える情報の役割が大きい。

CALS/ECを
導入すると、



CALS/EC導入の効果が高い

- 情報の共有により、情報の行き違いや伝達ミスがなくなる。
- 通信ネットワークを利用し、短時間でどこでも情報交換でき、より迅速な業務の執行が可能となる。
- 情報の電子化により保管スペースが削減され、かつ、検索が簡易・短時間で可能となる。

入札ボンド・履行ボンドの電子化

●概要

- ・入札ボンド.....入札時に、市場の機能を活用し、企業の経営力・財務状況について審査するため平成18年10月に導入。
導入の効果 ①契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除 ②与信枠の成約による絞り込み ③ダンピングの防止
- ・履行ボンド.....契約時に請負者の責めに帰すべき事由により、工事を完成させることができなくなった場合に、発注者に保証金(違約金)を支払う措置。

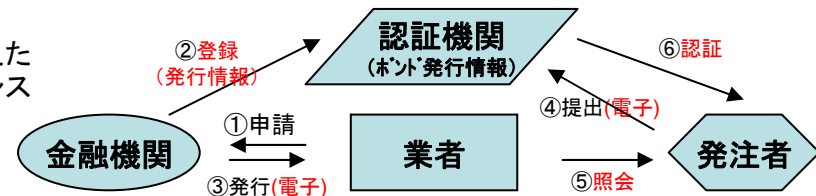
●課題

- 入札ボンドも履行ボンドと同様に紙の証書が発行されているが、
→入札ボンドの導入により、①全ての入札参加者が、②競争参加資格申請までの短期間に、入札ボンドを提出することが必要
→履行ボンドの手数料と比較して保証期間が短期間のため、手数料が著しく安いことなどにより、**紙の証書の発行・提出に係る手続が煩雑**となっている。



●機能改善のための検討

- ・入札ボンド、履行ボンドの電子化のための実証実験を実施し、発注者のニーズを踏まえた入札ボンド・履行ボンドのあり方及び発注者・受注者・発行機関の全てにメリットのあるシステムのあり方について検討を行う。



工事代金債権の電子化(電子記録債権)

(1) 電子記録債権法(H20年12月1日施行)

手形

手形は、資金調達、資金決済に適する一方で紙媒体を利用することに内在する保管コストや紛失リスク、印刷料の問題などから医療が減少

事業者の受取手形残高
72兆円(H2年度)→
33兆円(平成18年度)

売掛債権

売掛債権は有力な資金調達の候補である一方で債権の存在・発生の原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難

事業者の売掛金残高
209兆円(平成18年度)

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要

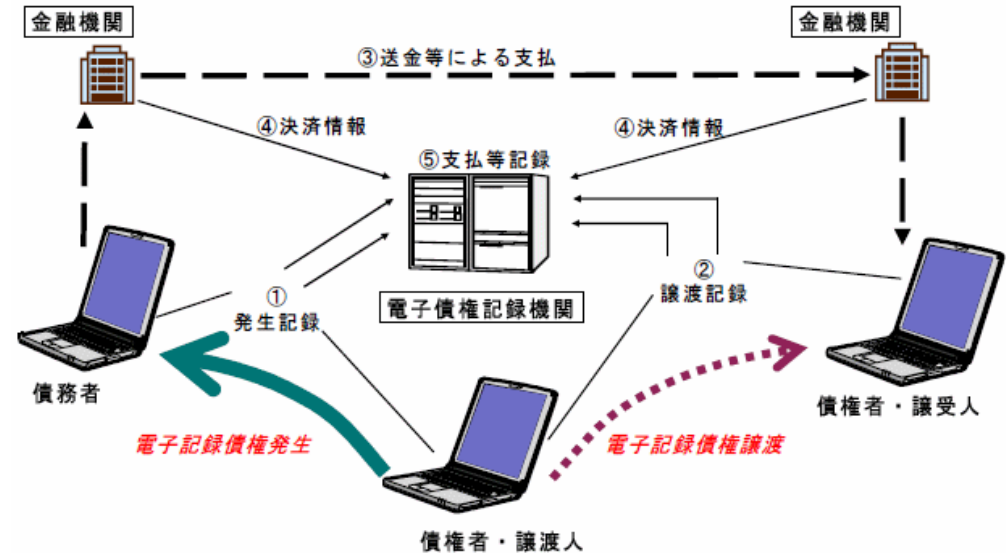
電子的な記録によって権利の内容を決め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設

広島では、官民による研究がスタート
(H21年1月21日～)

(2) 電子記録債権の利用イメージ

債権の発生と譲渡から消滅処理迄の一般的な記録イメージ

【電子記録債権の基本的イメージ】



(3) 今後の展開の可能性

- ・手形振出コスト(印紙税)や紛失のリスクが軽減
- ・債権の分割ができ、ファクタリングする際の金融機関等のリスクの分散
- ・債権管理の効率化 等

【電子記録債権を活用した広島地域経済活性化研究会】

目的: 電子記録債権を活用することで、中小企業の資金繰りの円滑化のスキームを検討
委員: 銀行等の金融機関、県・地方整備局等、商工会議所、民間シンクタンク
○建設業関係では、公共工事に関わる下請けセーフティネット債務保証事業への電子記録債権の活用が大きなテーマ

CI-NETの概要(民間工事におけるICT化の取組)

中小企業等の生産性向上などの課題に対応する基盤づくりを図るため、中小・中堅建設業者における電子商取引環境の構築等によりIT化を促進する。

電子商取引環境構築事業

- CI-NETを実際に導入する場合の課題解決について、幅広く情報共有
- 20年度は、ゼネコンの協力会社である専門工事業業者等を対象としたCI-NET体験環境を整備し、その成果を今後の効果的な普及方策として活用する。

CI-NETの普及促進、中堅・中小建設業におけるIT導入の促進

- 建設産業の電子商取引の標準規約であるCI-NET(※)の利用企業を拡大することにより、電子商取引の普及を促進

※CI-NET[シーアイネット: Construction Industry NETwork]

建設業者間でやり取りを行う見積書や注文書等の帳票データをインターネット上で電子的に交換するための標準規約。
現在、民間企業の支援を得ながら、(財)建設業振興基金が中心となりCI-NETの導入拡大を推進。

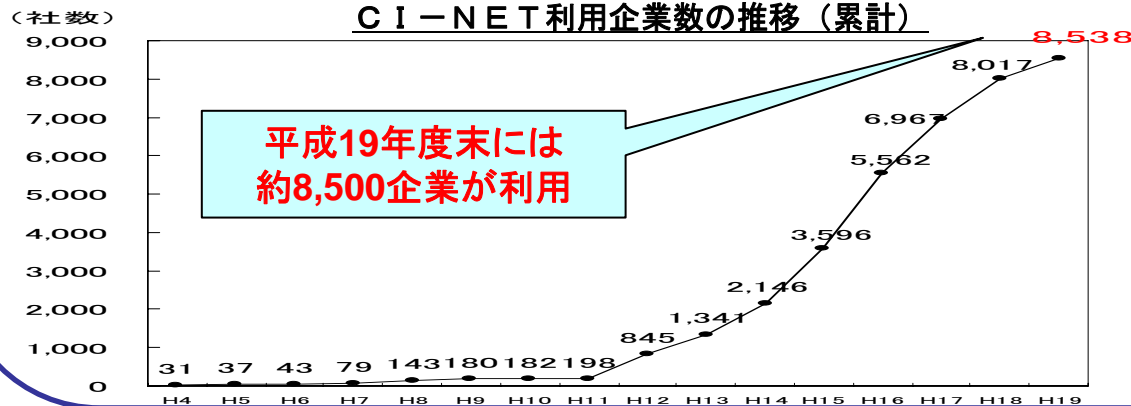
- 中堅・中小建設業におけるITの導入を促進するためのモデル事業の支援の検討

CI-NET導入による効果

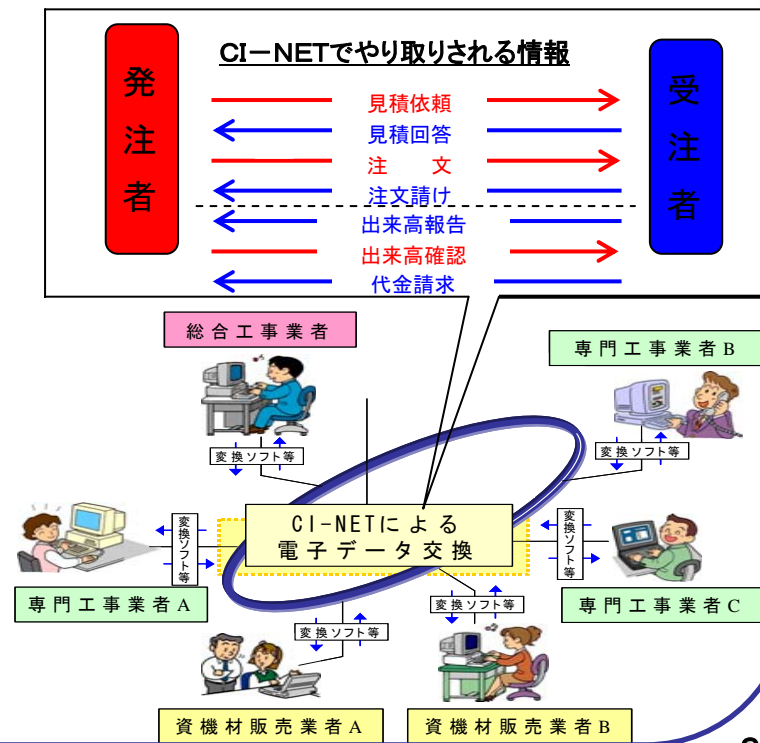
- ・ 書類・伝票のデータの再利用による省力化と印刷・郵送費等の経費削減
- ・ 契約データを原価管理や実行予算管理に活用することが可能
- ・ 取引先毎のシステム開発が不要(多端末現象の解消)

経営の効率化・高度化の実現

CI-NET利用企業数の推移(累計)



※ 件数は各年度末のもの。平成19年度は、平成20年03月末現在。



電子商取引(CI-NET)の普及に向けた今後の取組

1. 事業概要

- ・実際に電子商取引を体験できる講習会及びCI-NET導入プロセス等についてのセミナーを開催

2. 事業内容

- ・体験講習会により、電子商取引の操作方法等、実際に電子商取引に触れる場を提供

- ・導入セミナーによりCI-NETの導入プロセス、今後の経営のビジョン等についての説明・検討

3. 対象企業

- ・CI-NET導入企業と取引関係にある企業
- ・自らが生産性の向上・経営基盤の強化に取り組むことを検討している企業
- ・建設事業者と関係のある企業 等

電子商取引ステップアップ事業のイメージ

